

記号の見方 曜日 場会場 内容 対象 定員 費用 申請申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

5月は「徴収強化月間」です

市では、市税と国民健康保険税の未納額を縮減するため、5月・11月・12月を滞納処分の強化月間とし、給与・預金・生命保険・自動車などの差し押さえを一層強化するとともに、差し押さえた財産の売却などを実施します。

夜間窓口開設日

毎週火曜日

午後5時15分～8時

※祝日、年末年始を除く。

弁護士による多重債務者相談・債務整理相談(無料)を実施

市では、消費者金融やクレジットカードなどの返済が重く、税金の納付が思うようにできない方、借金が大きいため個人再生・任意整理、自己破産などを検討中の方で市税などを滞納している方を対象に、弁護士による無料相談を実施しています。



自宅や事業所などの

検索の様子

毎月日曜開庁日

午後2時～4時

6人(先着順・要予約)

貴重な税金を活用し

改修された小学校のトイレ



QRコードを利用した

電子納付が出来ます

災害や病気などの影響による収入減により、納税することが困難である場合は、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予ができる場合があります。納税の猶予が困難な場合はご相談ください。

日曜開庁日

毎月月末の日曜日

午前8時30分～午後5時

※10月・12月は月末の日曜日ではない場合があります。



市ホームページ

市税は、福祉・教育・道路整備などの市民サービスを実施するのに欠かすことのできない貴重な財源であり、私たちの身近な暮らしを支えています。皆さんの貴重な税金を最大限活かすために、納期内納付にご協力ください。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

日本年金機構では、国民年金保険料を納めていない方に対し、電話・文書・訪問により早期に納付するようご案内をしています。

未納のまま放置されると、督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主の財産が差し押さえられることがあります。

また、納め忘れの状態、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられ

ない場合があります。令和6年4月分～令和7年3月分の国民年金保険料は、月額16980円です。納付書は、日本年金機構から送付され、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア、クレジットカードによる納付やスマートフォンアプリなどを利用した納付、口座振替も

あります。所得が少ないなど納付が困難な場合は、免除・猶予される制度があります。国保年金課または幕張年金事務所へご相談ください。

国保年金課 443・1139

国民年金付加年金制度

国民年金付加年金制度は、国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者が、国民年金保険料に加えて、付加保険料(月額400円)を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。希望する場合は、申し込みが必要となります。

運転免許証など)

国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

※免除または納付猶予を受けている期間は加入できません。

手続きに必要なもの

・来庁者の本人確認できるもの(マイナンバーカード)

・国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

※免除または納付猶予を受けている期間は加入できません。

手続きに必要なもの

・来庁者の本人確認できるもの(マイナンバーカード)

・国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

※免除または納付猶予を受けている期間は加入できません。

手続きに必要なもの

・来庁者の本人確認できるもの(マイナンバーカード)

・国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

※免除または納付猶予を受けている期間は加入できません。

生活保護制度

あらゆる制度を利用しても生活に困る状況のとき、憲法に規定されている「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための生活保護制度があります。

生活保護の申請は国民の権利であり、法律の定める要件を満たす限り、全ての国民が受けることができます。

生活が苦しい時は、ためらわずにご相談ください。

生活保護の仕組み

世帯の人数や年齢により、生活保護の基準額は異なります。基準額に対し世帯の収入が足りない場合は生活保護が適用され、その不足する分を支給するものです。

生活保護の種類

生活扶助 日常の暮らしのための費用

教育扶助 義務教育を受けるための費用

住宅扶助 家賃や間代、家屋修繕などの費用

医療扶助 通院・入院した場合の治療に必要な費用

介護扶助 介護保険サービスを受けるための費用

出産扶助 出産に必要な費用

生業扶助 仕事に就くための費用

葬祭扶助 火葬などにかかわる費用

社会福祉課

443・1622